

「船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について（概要）

1. 背景

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」（令和3年法律第58号。以下「改正法」という。）が令和3年6月9日に公布されたところ、同法の施行に伴い、船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年運輸省令第36号）について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1） 妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等について

改正法第1条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「法」という。）第60条第2項の規定により読み替えて適用される法第21条第1項の規定により省令委任された事項について、以下のとおり定めることとする。

① 船員が事業主に対して申し出る事実

妊娠、出産に準ずるものとして省令で定める事実は、民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し、一歳に満たない者を現に監護する意思を明示したこと等とする。

② 事業主が船員に対して知らせる事項等

申出を受けた事業主が当該船員に対して知らせる事項は、育児休業に関する制度、育児休業の申出先、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第61条の6第1項に規定する育児休業給付に関すること等とするとともに、当該事項を知らせる方法は、面談、書面の交付、ファクシミリを用いた書面の送信及び電子メール等の送信とする。

③ 船員の意向を確認するために事業主が講じる措置

育児休業に係る船員の意向を確認するために事業主が講じる措置は、面談、書面の交付、ファクシミリを用いた書面の送信及び電子メール等の送信とする。

（2） 育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置について

法第60条第2項の規定により読み替えて適用される法第22条第1項第3号の規定により省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置として、雇用する船員の育児休業の取得に関する事例の収集及びその提供並びに雇用する船員に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得促進に関する方針の周知を定めることとする。

（3） その他

その他所要の改正を行うこととする。

3. スケジュール

公布日 : 令和4年3月25日

施行日 : 令和4年4月1日